

防災センター・総合操作盤・非常電話早見表

防火対象物の別(令別表第一) ■は特定防火対象物			消防用設備等の種類				1,000㎡以上		地階 5,000㎡以上	11F以上かつ10,000㎡以上			5F以上かつ20,000㎡以上			15F以上かつ30,000㎡以上			50,000㎡以上		
							防災センター	総合操作盤	総合操作盤	防災センター	総合操作盤	全階 非常電話	防災センター	総合操作盤	全階 非常電話	防災センター	総合操作盤	全階 非常電話	防災センター	総合操作盤	全階 非常電話
			(イ)又は(ハ)	(ニ)	(ロ)	(二)	(イ)又は(ハ)	(ロ)	(二)	(ホ)	(イ)又は(ハ)	(ロ)	(二)	(ホ)	(イ)又は(ハ)	(二)	(ホ)	(イ)又は(ハ)	(二)	(ホ)	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場																			
	ロ	公会堂又は集会場																			
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの																			
	ロ	遊技場又はダンスホール																			
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの							○	○	●	○	○	□	●	○ ※2		● ※2			
(3)	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。))において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの																			
	イ	待合、料理店その他これらに類するもの																			
(4)	ロ	飲食店																			
	イ	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場																			
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの																			
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅								△						○		●			
(6)	イ ※3	(1)病院で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、療養病床又は一般病床を有するもの (2)診療所で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの (3)病院(1)以外、有床診療所(2)以外、有床助産所 (4)無床診療所、無床助産所																			●
	ロ ※3	(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等 (2)救護施設 (3)乳児院 (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設							○	○	●	○	○	□	●	○ ※2		● ※2		○	○
	ハ ※3	(1)老人デイサービスセンター、老人福祉センター等 (2)更生施設 (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等 (4)児童発達支援センター等 (5)身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等																			
	ニ	幼稚園又は特別支援学校																			
		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの								△						○		●			
		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの																			
	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの							○	○		●	○	○	□	●	○ ※2		● ※2		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場																●			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)																●又は▲			●又は▲
		神社、寺院、教会その他これらに類するもの																			
	イ	工場又は作業場																			
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ																			
イ	自動車車庫又は駐車場									△						○		●			●
ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫																				
	倉庫																				
	前各項に該当しない事業場																				
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの							○	○		●又は▲	○	○	□	●又は▲	○ ※2		● ※2		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物								△						○		●又は▲			●又は▲
(16)の2	地下街	○	○																		
(16)の3	建築物の地階((16-2)項に掲げるものの各階を除く。))で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が ² 存するものに限る。)																				
(17)	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物																				

※ 1